

山梨県公報

第三百六十五号

令和五年

三月三十日

木曜日

目次

告示

○寄附金の収納事務の委託……………一七七

○簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等……………一七七

○換地計画の決定……………一八一

○山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定の一部改正……………一八一

○歴史文化公園の指定の一部改正……………一八一

○道路の区域変更……………一八一

○道路の供用開始……………一八一

○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………一八二

○建築基準法に基づく道路位置指定……………一八三

公告

○県政功績者……………一八三

○落札者の決定について……………一八三

○一般競争入札について(三件)……………一八四

○清算人の就任……………一八八

○基本測量の終了……………一八八

○公共測量の実施……………一八九

○公共測量の終了……………一八九

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………一八九

公安委員会

○山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………一八九

○山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………一九〇

○簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等……………二一四

その他

○山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程……………二一五

○山梨県議会議員の請負の状況の公表に関する規程……………二五一

○山梨県議会議務局行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………二五一

告示

山梨県告示第百九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のおり寄附金の収納事務を委託した。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 委託の相手方 東京都中央区京橋二丁目二番一号 株式会社さとふる

二 委託に係る寄附金 ふるさと納税に係る寄附金(インターネットを利用して納付するものに限る。)

三 委託の期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

山梨県告示第百十号

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称を次のように定める。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等

山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年山梨県条例第五十号)第十九条第一項の規定により、簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称及び記録項目、閲覧期間並びに閲覧場所を次のように定める。

一 採用試験

個人情報取扱事務の名称	記録項目	閲覧期間	閲覧場所
一 山梨県職員(任期付職員) 選考採用試験	第一次選考に係る総合ランク(第一次選考の不合格者に係るものに限る。)並びに第一次選考及び第二次選考に係る最終の総合ランク	第一次選考の不合格者については、第一次選考の結果の	山梨県総務部情報政策課

<p>二 山梨県職員（行政（デジタルⅠ））選考採用試験</p>	<p>第一次試験に係る教養試験・専門試験の得点、合計得点及び順位（最終選考結果発表前においては、不合格者に係るものに限る。）並びに第二次試験に係る論文試験の得点、人物試験の得点、合計得点、最終合計得点及び順位（最終選考結果発表前においては、不合格者に係るものに限る。）</p>	<p>同</p>	<p>三 山梨県職員（行政（デジタルⅡ））「経験者枠」選考採用試験</p>	<p>通知の日から一か月間。第二次選考の受験者については、第二次選考の結果の通知の日から一か月間。</p>	<p>同</p>
<p>四 山梨県職員獣医師（衛生）選考採用試験</p>	<p>試験種目別得点、総合得点及び順位</p>	<p>同</p>	<p>山梨県福祉保健部福祉保健総務課</p>	<p>通知の日から一か月間。第二次選考の受験者については、第二次選考の結果の通知の日から一か月間。</p>	<p>同</p>
<p>五 山梨県職員言語聴覚士選考採用試験</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>
<p>六 山梨県職員保健所長選考採用試験</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>
<p>七 山梨県職員精神保健福祉センター所長選考採用試験</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>
<p>八 山梨県職員（職業訓練職）選考採用試験</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>果通知を発送した日から一か月間。第二次選考の結果の通知の日から一か月間。ただし、合格者については、最終選考結果通知を発送した日から一か月間。</p>
<p>九 山梨県職員（任期付職業訓練職）選考採用試験</p>	<p>総合得点及び順位</p>	<p>同</p>	<p>山梨県産業労働部労政人材育成課</p>	<p>果通知を発送した日から一か月間。第二次選考の結果の通知の日から一か月間。ただし、合格者については、第一次選考の結果の通知の日から一か月間。</p>	<p>同</p>

<p>十 山梨県職員研究職（デザイン）選考採用試験</p>	<p>試験種目別得点、総合得点及び順位</p>	<p>十一 宝石美術専門学校教員採用候補者選考検査</p>	<p>十二 山梨県職員研究員選考採用試験</p>
<p>合格通知を発送した日から一か月間。ただし、合格者については、最終選考結果通知を発送した日から一か月間。</p>	<p>合格通知を発送した日から一か月間。ただし、合格者については、最終選考結果通知を発送した日から一か月間。</p>	<p>合格通知を発送した日から一か月間</p>	<p>同</p>
<p>山梨県産業労働部産業振興課</p>	<p>山梨県立宝石美術専門学校</p>	<p>山梨県環境・エネルギー部環境・エネルギー政策課</p>	<p>最終選考結果については、</p>

<p>資格試験、入学試験等</p>		<p>十三 山梨県職員（任期付研究員）選考採用試験</p>	<p>果通知を発送した日から一か月間</p>
<p>十四 山梨県職員獣医師（農政）選考採用試験</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>合格通知を発送した日から一か月間。ただし、合格者については、最終選考結果通知を発送した日から一か月間。</p>
<p>山梨県農政部農政総務課</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>山梨県福祉保健部健康長寿推進課</p>

二 資格試験、入学試験等

<p>個人情報取扱事務の名称</p>	<p>記録項目</p>	<p>閲覧期間</p>	<p>閲覧場所</p>
<p>一 山梨県介護支援専門員実務研修受講試験</p>	<p>分野別得点</p>	<p>合格発表の日から一か月間</p>	<p>山梨県福祉保健部健康長寿推進課</p>
<p>二 山梨県准看護師試験</p>	<p>科目別得点及び総合得点</p>	<p>同</p>	<p>山梨県福祉保健部医療課</p>

三 クリーニング師試験	同	同	山梨県福祉 保健部衛生 薬務課
四 製菓衛生師試験	同	同	同
五 登録販売者試験	試験項目別得点及び総合得点	同	同
六 毒物劇物取扱者試験	科目別得点及び総合得点	同	同
七 調理師試験	同	同	山梨県福祉 保健部健康 増進課
八 採石業務管理者試験	同	同	山梨県林政 部森林整備 課
九 砂利採取業務主任者試験	同	同	同
十 専門学校農林大学校入 学試験	総合得点（口述試験を除く 。）	同	専門学校山 梨県立農林 大学校
十一 狩猟免許試験	科目別得点及び適性試験の 適否	提供を開始 する日から 一か月間	山梨県環境 ・エネルギー 部自然共 生推進課
十二 ジュエリーマスター 認定試験	科目別得点	合格発表の 日から一か 月間	山梨県産業 労働部産業 振興課

十三 技能検定試験	学科試験の得点並びに実技 試験の試験項目別得点及び 合計得点	同	山梨県産業 労働部労政 人材育成課
十四 職業訓練指導員試験	科目別得点	同	同
十五 宝石美術専門学校入 学試験	科目別得点及び総合得点（ 学力試験）並びに面接試験 の可否	同	山梨県立宝 石美術専門 学校
十六 山梨県立産業技術短 期大学校入学検定試験	試験種目別得点、総合得点 及び順位	可否通知を 発送した日 から一か月 間	山梨県立産 業技術短期 大学校
十七 峡南高等技術専門校 入校選考試験（普通課程 に限る。）	総合得点及び総合順位	合格発表の 日から一か 月間	山梨県立峡 南高等技術 専門校
十八 家畜受精卵移植講習 会修業試験	科目別得点及び平均点	同	山梨県農政 部畜産課
十九 家畜人工授精師講習 会修業試験	同	同	同

附 則

（施行期日）

- この告示は、令和五年四月一日から施行する。
（口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の廃止）
- 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等（平成十七年山梨県告示第二百一号の二）は、廃止する。

山梨県告示第百一十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第一項の規定により、平野土地改良区から認可申請のあった平野地区の換地計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
 なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができ
 る。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和五年四月二十七日まで
- 三 縦覧場所 山中湖村役場
- 四 異議申出期間 この公告の日から令和五年五月十二日まで

山梨県告示第百一十二号

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定（平成四年山梨県告示第百十五号の二）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から適用する。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一(四)中「山梨県県土整備部景観づくり推進室」を「山梨県県土整備部景観まちづくり室」に改める。

山梨県告示第百一十三号

歴史文化公園の指定（平成二十二年山梨県告示第百十号）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から適用する。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一中「山梨県県土整備部景観づくり推進室」を「山梨県県土整備部景観まちづくり室」に改める。

山梨県告示第百一十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和五年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 青木ヶ原船津線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南都留郡富士河口湖町長浜字足和田一九七五番一地从先から	旧	七・四	五七二七・五
南都留郡富士河口湖町船津字中村四〇三二番一地从先まで	新	七・四	五七二七・五
南都留郡富士河口湖町船津字中村四〇三二番一地从先まで	新	五九・六	
南都留郡富士河口湖町長浜字足和田一九七五番一地从先から	新	九・二	一〇七四・八
南都留郡富士河口湖町勝山字上赤坂四七一七番三地从先まで	新	一七五・〇	

山梨県告示第百一十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和五年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日

県道	甘利山公園線	一・二・〇	令和五年三月三十日
	韮崎市大草町若尾字高芝原一 三五三番一地从先から 韮崎市大草町若尾字高芝原一 三三六番一地从先まで		

山梨県告示第百十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び中北建設事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域 山梨県韮崎市龍岡町下條南割字御座田の区域内の土地のうち、次の一点から四十一地点までを順次結んだ線及び一点と四十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域	番号	座標
	越道の2	
	一点	北緯三五度四〇分二六秒一一六四 東経一三八度二八分四一秒六二二八
	二点	北緯三五度四〇分二六秒一〇八六 東経一三八度二八分四一秒一七九二
	三点	北緯三五度四〇分二七秒一三〇九 東経一三八度二八分四〇秒九〇四五
	四点	北緯三五度四〇分二七秒五四八八 東経一三八度二八分四〇秒八三六六
	五点	北緯三五度四〇分二七秒八八〇二 東経一三八度二八分四〇秒八三六六
	六点	北緯三五度四〇分二八秒二七七六 東経一三八度二八分四〇秒四二七二
	七点	北緯三五度四〇分二八秒四五一二 東経一三八度二八分四〇秒〇五一七

八点	北緯三五度四〇分二八秒六六五七 東経一三八度二八分三九秒七二五八
九点	北緯三五度四〇分二八秒七七〇九 東経一三八度二八分三八秒七五八〇
十点	北緯三五度四〇分二八秒七四三二 東経一三八度二八分三八秒五三七五
十一点	北緯三五度四〇分二八秒八三五三 東経一三八度二八分三八秒一四一八
十二点	北緯三五度四〇分二八秒九三八五 東経一三八度二八分三七秒七〇五八
十三点	北緯三五度四〇分二八秒八四九二 東経一三八度二八分三七秒六二七一
十四点	北緯三五度四〇分二八秒九六九三 東経一三八度二八分三七秒〇六七二
十五点	北緯三五度四〇分二九秒〇六五九 東経一三八度二八分三六秒六一二三
十六点	北緯三五度四〇分二九秒〇三〇四 東経一三八度二八分三六秒四五一〇
十七点	北緯三五度四〇分二九秒一〇三九 東経一三八度二八分三五秒六六三七
十八点	北緯三五度四〇分二九秒一二七三 東経一三八度二八分三五秒四五五二
十九点	北緯三五度四〇分二九秒〇〇四〇 東経一三八度二八分三五秒四〇三九
二十点	北緯三五度四〇分二八秒九六八四 東経一三八度二八分三五秒三八八二
二十一点	北緯三五度四〇分二九秒四四二一 東経一三八度二八分三四秒一三三三
二十二点	北緯三五度四〇分三〇秒二五三一 東経一三八度二八分三二秒七八三三
二十三点	北緯三五度四〇分三〇秒三七一八 東経一三八度二八分三一秒六三八八
二十四点	北緯三五度四〇分三一秒三九八二 東経一三八度二八分三二秒三三四一

二十五点	北緯三五度四〇分三〇秒四二〇八 東經一三八度二八分三四秒六四二九
二十六点	北緯三五度四〇分二九秒六九七五 東經一三八度二八分三八秒一三八二
二十七点	北緯三五度四〇分二九秒六八八四 東經一三八度二八分三八秒一五三八
二十八点	北緯三五度四〇分二九秒六五四一 東經一三八度二八分三八秒二二二二
二十九点	北緯三五度四〇分二九秒六二九一 東經一三八度二八分三八秒三一六八
三十点	北緯三五度四〇分二九秒六二八四 東經一三八度二八分三八秒五五六九
三十一点	北緯三五度四〇分二九秒六四一一 東經一三八度二八分三八秒七五八〇
三十二点	北緯三五度四〇分二九秒六〇〇三 東經一三八度二八分三八秒九八四〇
三十三点	北緯三五度四〇分二九秒五九一四 東經一三八度二八分三九秒一五八四
三十四点	北緯三五度四〇分二九秒五二一〇 東經一三八度二八分三九秒四五八四
三十五点	北緯三五度四〇分二九秒四五六六 東經一三八度二八分三九秒六八七五
三十六点	北緯三五度四〇分二九秒五〇八七 東經一三八度二八分三九秒九〇三六
三十七点	北緯三五度四〇分二九秒四〇八二 東經一三八度二八分四〇秒一四〇四
三十八点	北緯三五度四〇分二九秒二七一〇 東經一三八度二八分四〇秒五〇八八
三十九点	北緯三五度四〇分二九秒一三一五 東經一三八度二八分四〇秒七七二三
四十点	北緯三五度四〇分二九秒〇七〇二 東經一三八度二八分四一秒一四四四
四十一點	北緯三五度四〇分二七秒七四七八 東經一三八度二八分四一秒五五四一

山梨県告示第百十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和五年三月二十二日
- 二 指定道路の位置 南アルプス市在家塚字細道九百二十七番四、九百二十八番四及び九百二十八番九
- 三 指定道路の幅員 最大四・〇メートル 最小四・〇メートル
- 四 指定道路の延長 百三・六二メートル

公 告

● 県政功績者

山梨県表彰規則（昭和二十七年山梨県規則第十二号）に基づく令和四年度県政功績者は、次のとおりである。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

功績分野	氏 名	住 所
特別功績	島田 眞路	中央市

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年三月三十日

一 落札に係る物品等

(一) 名称 50KVA・UPS貸借

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県総務部情報政策課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 令和五年三月二十二日

四 落札者

(一) 名称 NECキャピタルソリューション株式会社

(二) 住所 東京都港区港南二丁目十五番三号

五 落札金額 三千八百七十万二千四百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日 令和五年二月九日

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 メールシステム機器等

(二) 数量 一式

2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 令和六年一月一日から令和十年十二月三十一日まで

4 納入場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階情報政策課

二 事務を担当する所属 山梨県総務部情報政策課

三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止

等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者

2 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつて、その役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。)

4 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)

5 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き一年以上営業を営んでいない者

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和五年四月二十一日(金)まで(山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。

郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和五年四月十四日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から午後五時まで、四に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。

2 入札説明書の交付方法 この公告の日の翌日から令和五年四月十四日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する者は、事前に六八(三)の問合せ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和五年五月十二日(金) 午前十時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階マルチメディアルーム

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課宛てに令和五年五月十一日(木)午後五時までに到着するよう送付すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によつて必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 規則第八八条の二第二号の規定により、免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 最低制限価格の有無 無

6 前払金の有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三から六までのいずれかに該当する者となった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わな

いものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県総務部情報政策課(電話〇五五―二二三―一四一九)

※ Summary

1 Nature and amount of services required: Equipment for e-mail System 1 set

2 Date and time for tender: 10:00AM May 12, 2023

3 Bureau in charge: Information Policy Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1419

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によつて改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 メール配送システム機器等

(二) 数量 一式

2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 令和六年一月一日から令和十年十二月三十一日まで

4 納入場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階情報政策課

二 事務を担当する所属 山梨県総務部情報政策課

三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者

2 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつて、その役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

4 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

5 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和五年四月二十一日（金）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。

郵便番号四〇〇一八五〇 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和五年四月十四日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで、四3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。

2 入札説明書の交付方法 この公告の日の翌日から令和五年四月十四日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する者は、事前に六8(三)の問合せ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和五年五月十二日（金）午後一時三十分

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階マルチメディアルーム

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課宛てに令和五年五月十一日（木）午後五時までに到着するよう送付すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 規則第八八条の二第二号の規定により、免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 最低制限価格の有無 無

6 前払金の有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三1から6までのいずれかに該当する者となった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県総務部情報政策課（電話〇五五―二二三―一四一九）

※ Summary

1 Nature and amount of services required: Equipment for e-mail Delivery System
1 set

- 2 Date and time for tender: 1:30PM May 12, 2023
3 Bureau in charge: Information Policy Division, General Affairs Department,
Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi
400-8501 Japan TEL 055-223-1419

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 パソコン機器等

(二) 数量 一式

2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 令和六年三月一日から令和十年二月二十九日まで

4 納入場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階情報政策課

二 事務を担当する所属 山梨県総務部情報政策課

三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

2 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二條第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつて、その役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

4 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は

民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

5 営業に關し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和五年四月二十五日（火）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。

郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和五年四月十四日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで、四三に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。

2 入札説明書の交付方法 この公告の日の翌日から令和五年四月十四日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四三に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する者は、事前に六八（三）の問合せ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和五年五月十日（水）午前十時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階マルチメディアルーム

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課宛てに令和五年五月九日（火）午後五時までに到着するよう送付すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に關して不正の行為があつたとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 規則第八八条の二第二号の規定により、免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 最低制限価格の有無 無

6 前払金の有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三から六までのいずれかに該当する者となった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県総務部情報政策課（電話〇五五―二二三―一四一九）

※ Summary

1 Nature and amount of services required: Computer equipment 1 set

2 Date and time for tender: 10:00AM May 10, 2023

3 Bureau in charge: Information Policy Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1419

● 清算人の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同

法第十八条第十七項の規定により、解散した塩川土地改良区から次のとおり清算人の就任の届出があった。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

清算人氏名	住所	就任年月日
藤森 儀文	韮崎市穴山町千七百三番地	令和五年三月六日
尾林 久常	韮崎市穴山町十二番地一	同
嶋津 榮男	韮崎市穴山町五千八十番地	同
伊藤 文義	韮崎市穴山町三千三百八十七番地一	同
保阪 正昭	韮崎市中田町中条四千三百二十三番地	同
小川 龍馬	韮崎市中田町中条千三百四十二番地一	同
古屋 一光	韮崎市中田町小田川二番地	同
上野 公	韮崎市藤井町駒井千百三十七番地一	同
藤原 章雄	韮崎市藤井町駒井二千八百六十二番地二	同
小泉 泰夫	韮崎市藤井町駒井二千六百七十一番地	同

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（GNSS測量）
- 二 測量の地域 甲府市、山梨市、大月市、韮崎市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市及び甲州市
- 三 測量の期間 令和四年十月十七日から令和五年二月二十八日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により富士・東部建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 富士吉田市並びに南都留郡山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町
- 三 測量の期間 令和五年三月一日から令和五年十二月二十二日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により中北建設事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 甲府市古閑町地内外
- 三 測量の期間 令和四年十月六日から令和五年三月十五日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 都留市田原四丁目九百五番三の一部、九百十八番四及び九百二十六番三の区域

二 公共施設の種類の種類、位置及び区域

公共施設の種類の種類	位置及び区域
下水道	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を都留市役所及び富士・東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県都留市上谷一丁目一番一号 都留市長 堀内 富久

公安委員会

山梨県公安委員会規則第四号

山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十日

山梨県公安委員会

委員長 高 橋 英 尚

山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年山梨県公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第四条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の一条を加える。

（情報通信技術による手数料の納付の方法等）

第四条 情報通信技術利用条例第三条第五項前段の規則で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に手数料の納付を委託して納付する方法とする。

2 情報通信技術利用条例第三条第五項後段の規則で定める期限は、納入の通知が手数料を納付しようとする者に到達した日から七日を経過する日とする。ただし、同項前段に規定する電子情報処理組織に障害が発生したことその他の事情により前項の規定による手数料の納付が困難であると公安委員会が認める場合は、この限りでない。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県公安委員会規則第五号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十日

山梨県公安委員会

委員長 高 橋 英 尚

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 運転者の遵守事項（第十条）」を「第三章 運転者の遵守事項（第四節 特定自動運行の許可等）」と改める。

「第十条の二（第十条の六）」に、「第四章」を「第五章」を「第六章」

「に」、「第六章」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」を「第九章」に改める。

第五条の六の次に次の一条を加える。
（遠隔操作による通行の届出）

第五条の七 法第十五条の三第一項の規定による遠隔操作による通行の届出は、別記様式第七の二の届出書二通に、施行規則第五条の四第三項に定める書類を添付して公安委員会に提出しなければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

第八章を第九章とする。

第二十五条第一項中「選任」を「選任及び解任」に、「別記様式第二十八号」を「別記様式第二十八」に、「別記様式第二十九号」を「別記様式第二十九」に改め、同条第三項中「自動車の使用者」を「使用者」に改める。

第二十六条第二項中「選任」を「選任及び解任」に、「第二十四条第一項」を「前条第一項」に改める。

第二十七条中「解任は」を「解任は、別に定める基準により行い」に、「あつては」を「あつては」に、「別記様式第三十三」を「別記様式第三十二の二」に改める。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（是正措置命令）

第二十七条の二 法第七十四条の三第八項の規定により公安委員会が是正のために必要な措置をとるべきことを命ずるときは、別に定める基準により行い、是正措置命令書

（別記様式第三十三）を交付して行うものとする。

第二十八条の見出しを「（報告又は資料の提出）」に改め、同条中「命ずる」を「求める」に、「別記様式第三十四報告・資料提出命令書」を「報告・資料提出要求書（別記様式第三十四）」に、「行なう」を「行う」に改める。

第七章を第八章とし、第六章を第七章とし、第五章を第六章とし、第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 特定自動運行の許可等
（特定自動運行の許可の申請等）

第十条の二 法第七十五条の十二第一項の規定により、特定自動運行の許可を受けようとする者は、別記様式第十の二の申請書二通に、施行規則第九条の二十一第一項に定める書類を添付して公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の申請に基づき許可をしたときは、別記様式第十の三の許可証を交付するものとする。

（許可証の再交付）
第十条の三 前条の規定により特定自動運行の許可を受けた者（以下「特定自動運行実施者」という。）は、許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、別記様式第十の四の再交付申請書（汚損又は破損したときは、許可証を添えるものとする。）により、公安委員会に許可証の再交付を申請することができる。

（許可事項の変更）
第十条の四 特定自動運行実施者は、法第七十五条の十六第一項の規定により特定自動運行計画を変更しようとするときは、別記様式第十の五の申請書二通を公安委員会に提出しなければならない。ただし、施行規則第九条の二十四で定める特定自動運行計画の軽微な変更をしようとするときは、別記様式第十の六の変更届出書二通及び当該特定自動運行に係る許可証に、施行規則第九条の二十五第二項に規定する書類を添付して公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の申請に基づき許可をしたときは、特定自動運行実施者に対し、その旨を通知するとともに、当該特定自動運行に係る許可証を返納させた上で、別記様式第十の三の許可証を再交付するものとする。

3 公安委員会は、法第七十五条の十六第三項又は第四項の届出があつた場合において必要があると認めるときは、当該許可証を書き換えるものとする。

（許可の取消し等）

第十条の五 公安委員会は、法第七十五条の二十七第一項の規定により、特定自動運行実施者に対する許可を取り消し、又はその効力を停止したときは、別記様式第十の七の通知書により通知するものとする。

(許可の効力の仮停止)

第十条の六 署長は、法第七十五条の二十八第一項の規定により、特定自動運行実施者に対する許可の効力の停止をしたときは、別記様式第十の八の通知書により通知するものとする。

別記様式第七の次に次の様式を加える。

遠隔操作型小型車使用届出書（新規・変更）	
年 月 日	
山梨県公安委員会 殿	
届出者	
道路交通法第15条の3第1項の規定により次のとおり届出をします。	
使用者	〒 - 電話 () - 番
通行場所	
遠隔操作を行う場所	〒 - 電話 () - 番
遠隔操作のための体制	
運送される人又は物の別	人 ・ 物
人又は物の運送の方法	
非常停止装置の位置及び形状	
遠隔操作型小型車の大きさ	
原動機の種類	
構造上出すことができる最高の速度	

- 備考
- 1 使用者の欄には、遠隔操作型小型車の使用者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記載すること。
 - 2 通行場所の欄には、遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所を記載すること。
 - 3 遠隔操作を行う場所の欄には、遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所の所在地及び連絡先を記載すること。
 - 4 遠隔操作のための体制の欄には、遠隔操作のための装置、人員その他の体制について必要な事項を記載すること。
 - 5 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 6 届出をした事項を変更するときは、変更があった事項に関してのみ記載すること。
 - 7 不要の文字は、横線で消すこと。
 - 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第十の次に次の七様式を加える。

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">特定自動運行許可申請書</p> <p style="margin: 5px 0 0 400px;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 150px;">山梨県公安委員会 殿</p> <p style="margin: 20px 0 0 400px;">申請者の氏名又は名称及び住所</p>	
ふりがな	
氏名又は名称	
住所	電話（ ） - 番
ふりがな 法人にあっては、その 役員の氏名	法人にあっては、その役員の住所
代表者	
特定自動運行計画 の概要	

- 備考 1 特定自動運行計画の概要の欄の記述の末尾に「(特定自動運行計画の詳細は別紙による。)」と記載し、道路交通法第75条の12第2項第2号イからニまでに掲げる事項を記載した特定自動運行計画を添付すること。
- 2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号

特定自動運行（変更）許可証

氏名又は名称

特定自動運行計画の概要

特定自動運行を行うことを許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	
-----	--

年 月 日
山 梨 県 公 安 委 員 会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

特定自動運行許可証再交付申請書 年 月 日 山 梨 県 公 安 委 員 会 殿 申請者の氏名又は名称及び住所	
許 可 証 番 号	
許 可 年 月 日	
特定自動運行計画の概要	
再交付申請の理由	

- 備考 1 特定自動運行計画の概要の欄の記述の末尾に「(特定自動運行計画の詳細は別紙による。)」と記載し、道路交通法第75条の12第2項第2号イからニまでに掲げる事項を記載した特定自動運行計画を添付すること。
- 2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第10の5（第10条の4関係）

特定自動運行計画変更許可申請書

年 月 日

山 梨 県 公 安 委 員 会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

許 可 証 番 号	
許 可 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	

- 備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 変更の内容及び理由を明らかにするために参考となる資料がある場合には、これを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

特定自動運行許可申請書記載事項変更届出書

年 月 日

山 梨 県 公 安 委 員 会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

許可証番号	
許可年月日	
変更の内容	

- 備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第10の7 (第10条の5関係)

特定自動運行許可 取 消 通 知 書
停 止

下記の理由により、特定自動運行の許可を取り消した
の効力を 年 月 日
から 日間停止した ので通知します。

年 月 日
山梨県公安委員会 印

住 所	
氏名又は名称	
許可証番号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏)

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県公安委員会（山梨県警察本部交通企画課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告として（訴訟において山梨県を代表する者は山梨県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

仮 停 止 処 分 通 知 書

下記の理由により、特定自動運行の許可の効力を 年 月 日 から 年 月 日まで仮停止したので通知します。

なお、この処分については、処分を受けた日から起算して5日以内に、本職に対し、弁明をすることができます。また、弁明は、代理人をもって行うことができ、弁明の際には有利な証拠を提出することができます。

年 月 日
警察署長 印

住 所	
氏名又は名称	
計 可 証 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏)

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県公安委員会（山梨県警察本部交通企画課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告として（訴訟において山梨県を代表する者は山梨県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第三十二を次のように改める。

梨公委（交企企）発第 号

安全運転管理者解任命令書

住所

氏名又は名称 殿

あなたが安全運転管理者として選任した下記の者について、次のとおり道路交通法第74条の3第6項の規定により解任するよう命じます。

記

1 安全運転管理者の氏名、生年月日

年 月 日

2 選任年月日

年 月 日

3 解任を命ずる理由

年 月 日

山梨県公安委員会



(裏)

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県公安委員会（山梨県警察本部交通企画課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告として（訴訟において山梨県を代表する者は山梨県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第三十二の次に次の様式を加える。

梨公委（交企企）発第 号

副安全運転管理者解任命令書

住所

氏名又は名称 殿

あなたが副安全運転管理者として選任した下記の者について、次のとおり道路交通法第74条の3第6項の規定により解任するよう命じます。

記

1 副安全運転管理者の氏名、生年月日

年 月 日

2 選任年月日

年 月 日

3 解任を命ずる理由

年 月 日

山梨県公安委員会 印

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県公安委員会（山梨県警察本部交通企画課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告として（訴訟において山梨県を代表する者は山梨県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第三十三を次のように改める。

梨公委 (交企企) 発第 号

是正措置命令書

住所

氏名又は名称 殿

道路交通法第74条の3第8項の規定により、自動車の安全な運転を確保するための是正措置を下記のとおり命じます。

記

1 措置の内容

2 措置の理由

- ・ 道路交通法第74条の3第2項の業務を行うための必要な権限を与えてない。
()
- ・ 道路交通法第74条の3第2項の業務を行うための必要な機材を整備してない。
()

年 月 日

山梨県公安委員会



(裏)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県公安委員会（山梨県警察本部交通企画課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告として（訴訟において山梨県を代表する者は山梨県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第三十四を次のように改める。

梨公委 (交企企) 発第 号

報告
資料提出 要求書

住所

氏名又は名称 殿

自動車の安全な運転に必要な業務の推進を図るため、道路交通法第75条の2の2第1項の規定により、下記のとおり報告・資料提出を求めます。

記

- 1 報告又は資料の内容
に関する報告書
に関する資料
- 2 要求の理由
- 3 提出期限
- 4 提出場所

年 月 日

山梨県公安委員会 印

山梨県警察本部長告示第十三号

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等を次のように定める。
令和五年三月三十日

山梨県警察本部長 伊 藤 隆 行
簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等

山梨県個人情報保護に関する法律施行条例（令和四年山梨県条例第五十号）第十九条第一項の規定により、簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称及び記録項目、閲覧期間並びに閲覧場所を次のように定める。

個人情報取扱事務の名称	記録項目	閲覧期間	閲覧場所
警察官採用選考	第一次試験（試験種目別得点、合計得点及び順位並びに身体検査及び体力検査を定めている場合はその結果（最終選考結果発表前における）に限る。） 第二次試験（試験種目別得点、合計得点及び順位並びに身体検査及び体力検査を定めている場合はその結果（最終選考結果発表前における）に限る。） 合格者に係るものに限る。	合否通知を発送した日から一月間 ただし、最終選考結果を発送した日から一月間	山梨県警察本部警務課
職員採用選考	第一次試験（試験種目別得点、合計得点及び順位並びに最終選考結果発表前における）に限る。 第二次試験（試験種目別得点、合計得点、試験種目別得点及び順位（最終選考結果発表前における）に限る。）	同右	同右
警備員検定（警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第二十一条各号に掲げる警備業務に係る一級及び二級の検定）	学科試験総合得点、実技試験総合得点及び科目別得点	合格発表の日から一月間	山梨県警察本部生活安全課

警備員指導教育責任者講習（修了考査のあるものに限る。）	総合得点	同右	同右
機械警備業務管理者講習（修了考査）	同右	同右	同右
猟銃等講習会・クロスボウ講習会（初心者講習修了考査）	同右	同右	同右
駐車監視員資格者講習修了考査	得点	同右	同右
駐車監視員資格者認定考査	同右	同右	同右
運転免許試験	学科試験の得点、技能試験の得点及び技能検査の得点	同右	山梨県警察本部交通課
指定自動車教習所技能検定員等資格審査	学科試験の得点、技能審査の得点及び面接審査の得点	同右	山梨県警察本部交通課
運転免許限定解除審査	技能審査の得点	同右	同右
運転免許再試験	学科試験の得点及び技能試験の得点	同右	同右
外国免許による運転免許試験の一部免除考査（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十七条の第二項に基づく、運転免許試験の一部免除確認）	学科の得点及び技能の得点	同右	山梨県警察本部交通課

運転免許停止処分者講習考査の得点

同右

山梨県警察
本部交通部
運転免許課

附則

(施行期日)

- この告示は、令和五年四月一日から施行する。
(口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の廃止)
- 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等(平成十八年山梨県警察本部長告示第十一号)は、廃止する。

その他

山梨県議会訓令甲第一号

山梨県議会の保有する個人情報保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和五年三月三十日

山梨県議会議長 久保田 松幸

(趣旨) 山梨県議会の保有する個人情報保護に関する条例施行規程

第一条 この規程は、山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和四年山梨県条例第五十七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第三条 条例第二条第二項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号
- 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列
- 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
- 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト 指紋又は掌紋

- 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第十一項に規定する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番号
- 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二条第十項に規定する保険者番号及び同条第十一項に規定する被保険者等記号・番号
- 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第六条第一項第一号の旅券の番号
- 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号
- 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第四十五条第一項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第一百二十二条の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第一百一十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)第十四条に規定する基礎年金番号
- 道路交通法(昭和三十五年法律第五百号)第九十三条第一項第一号の免許証の番号
- 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)第四百四十四条の二
- 十四の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第十三号に規定する住民票コード
- 雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第十条第一項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六百六十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第八条第一項第三号の特別永住者証明書の番号
- 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第十二条第三項の被保険者証の番号及び保険者番号

十七 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号

（要配慮個人情報）

第四条 条例第二条第三項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害

ロ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第一項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。）

ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれが大きいもの）

第五条 条例第十一条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生

し、又は発生したおそれがある事態
二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

三 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

四 保有個人情報に係る本人の数が百人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第十一条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

一 概要

二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
三 原因
四 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
五 その他参考となる事項

（電磁的方法）

第六条 条例第十五条第四項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

二 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

三 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第七条 条例第十六条第二項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

一 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

二 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

三 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第八条 議長は、個人情報ファイル（条例第十七条第二項各号に掲げるもの及び同条第

三項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第四項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなればならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第十七条第二項第一号へに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務局に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用しての方法により公表しなければならない。

6 条例第十七条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 条例第二項第五項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報ファイルの別

二 条例第二項第五項第一号に係る個人情報ファイルについて、第九項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第十七条第二項第一号への議長が定める数は、千人とする。

8 条例第十七条第二項第一号トの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

一 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(イに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ 執行機関の職員又は当該職員であつた者

ロ 条例第十七条第二項第一号イに規定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺族

二 条例第十七条第二項第一号イに規定する者及び前号イ又はロに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第十七条第二項第三号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第二項第五項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第十七条第一項の規定による公表に係る条例第二項第五項第一号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書)

第九條 条例第十九条第一項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書(様式第一号)によるものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第十條 条例第十九条第二項、第三十二條第二項又は第三十九條第二項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

一 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者が本人であることを確認するに足りるもの

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項及び次項において「開示請求等」という。)をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

一 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

二 その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求等をする日前三十日以内に作成されたもの

3 条例第十八条第二項、第三十一条第二項又は第三十八條第二項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求等をする日前三十日以内に作成されたものに限る。)を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面での旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみ

なす。

(開示決定等の通知)

第十一条 条例第二十四条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- 二 事務局における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務局における開示の実施を求める場合にあっては、条例第二十八条第三項の規定による申出をする際に事務局における開示を実施することができる日のうちから事務局における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- 三 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
- 四 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項

(開示決定通知書)

第十二条 条例第二十四条第一項の書面は、保有個人情報開示決定通知書(様式第二号)又は保有個人情報一部開示決定通知書(様式第三号)とする。

2 条例第二十四条第二項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書(様式第四号)とする。

(開示決定等期限延長通知書)

第十三条 条例第二十五条第二項の書面は、開示決定等期限延長通知書(様式第五号)とする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第十四条 条例第二十六条第一項の書面は、開示決定等期限特例延長通知書(様式第六号)とする。

(第三者意見照会書等)

第十五条 条例第二十七条第一項の規定による通知は、第三者意見照会書(様式第七号)により行うものとする。

2 条例第二十七条第二項の書面は、第三者意見照会書(様式第八号)とする。

3 条例第二十七条第一項又は第二項の意見書は、第三者開示決定等意見書(様式第九号)とする。

4 議長は、条例第二十七条第一項又は第二項の規定により、同条第一項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第二十七条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第二十七条第二項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 前項各号に掲げる事項
 - 二 条例第二十七条第二項各号のいずれに該当するかの別及びその理由
- 7** 条例第二十七条第三項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書(様式第十号)とする。
- (電磁的記録の開示方法)

第十六条 条例第二十八条第一項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に掲げる方法(プログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。))を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。

一 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

二 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第二号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法(プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)又は当該電磁的記録を電子情報処理組織(議会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前二項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したものの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

(開示の実施の方法等の申出)

第十七条 条例第二十八条第三項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

一 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施

の方法)

二 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分

三 事務局における開示の実施を求める場合にあっては、事務局における開示の実施を希望する日

四 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 条例第二十四条第一項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第二十八条第三項の規定による申出は、することを要しない。

(訂正請求書)

第十八条 条例第三十二条第一項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第十一号)によるものとする。

(訂正決定通知書等)

第十九条 条例第三十五条第一項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書(様式第十二号)又は保有個人情報一部訂正決定通知書(様式第十三号)とする。

2 条例第三十五条第二項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書(様式第十四号)とする。

(訂正決定等期限延長通知書)

第二十条 条例第三十六条第二項の書面は、訂正決定等期限延長通知書(様式第十五号)とする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第二十一条 条例第三十七条の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書(様式第十六号)とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第二十二条 条例第三十八条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式第十七号)とする。

(利用停止請求書)

第二十三条 条例第四十条第一項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(様式第十八号)によるものとする。

(利用停止決定通知書等)

第二十四条 条例第四十二条第一項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書(様式第十九号)又は保有個人情報一部利用停止決定通知書(様式第二十号)とする。

2 条例第四十二条第二項の書面は、保有個人情報不利用停止決定通知書(様式第二十

一号)とする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第二十五条 条例第四十三条第二項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書(様式第二十二号)とする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第二十六条 条例第四十四条の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第二十三号)とする。

(諮問をした旨の通知書)

第二十七条 条例第四十六条第二項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書(様式第二十四号)により行うものとする。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第八条第一項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程(令和五年山梨県訓令甲第一号)の施行後遅滞なく」とする。

山梨県議会議長 殿

(ふりがな)

氏 名 _____

住所又は居所

〒 _____

電話番号 () _____

保有個人情報開示請求書

山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

- 1 開示を請求する保有個人情報 (具体的に特定してください。)

[Empty box for specifying personal information to be disclosed]

- 2 求める開示の実施方法等
ア、イ又はウのいずれかを選択してください。

ア 事務局における開示の実施を希望する。
<実施の方法> 閲覧 写しの交付
 その他 ()
<実施の希望日> 年 月 日
イ 写しの送付を希望する。
ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。

- 3 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人
イ 請求者本人確認書類
 運転免許証 健康保険被保険者証
 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの)
 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 その他 ()
※ 請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等も添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

(ア) 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人
 任意代理人委任者

(ふりがな)

(イ) 本人の氏名 _____

(ウ) 本人の住所又は居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ ）

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 委任状 その他（ ）

※処理欄（この欄には記入しないでください。）	受付年月日	年 月 日
	担当課	
	備考	

第 年 月 日 号

殿

山梨県議会議長

印

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

開示する保有個人情報		
開示する保有個人情報の利用目的		
求める開示の実施方法	できる ・ できない	
求めることができる開示の実施方法		
開示請求に係る手数料等の額		
開示を実施することのできる日時及び場所	日時	
	場所	
担当課（本件連絡先）	電話	
備考		

様式第3号（第12条第1項関係）

第 年 月 日 号

殿

山梨県議会議長

印

保有個人情報一部開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

開示する保有個人情報		
開示する保有個人情報の利用目的		
求める開示の実施方法	できる ・ できない	
求めることができる開示の実施方法		
開示請求に係る手数料等の額		
開示を実施することのできる日時及び場所	日時	
	場所	
開示しない部分		
開示しない理由		
上記の理由がなくなる期日	年 月 日	
担当課（本件連絡先）	電話	
備考		

(教示)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県議会議長

に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告として（訴訟において山梨県を代表する者は山梨県知事となります。）、甲府地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 年 月 日 号

殿

山梨県議会議長 印

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示しない部分	
開示しない理由	
上記の理由がなくなる期日	年 月 日
担当課（本件連絡先）	電話
備考	

（教示）

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告として（訴訟において山梨県を代表する者は山梨県知事となります。）、甲府地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 年 月 日
号 日

殿

山梨県議会議長

印

開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第25条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長前の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
担当課（本件連絡先）	電話
備考	

第 年 月 日 号

殿

山梨県議会議長 印

開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第26条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第26条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。 年 月 日
担当課（本件連絡先）	電話
備考	

第 年 月 日 号

殿

山梨県議会議長

印

第三者意見照会書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているに関する情報の内容	
意見書の提出先	山梨県議会事務局 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話 055(223)1812
意見書の提出期限	年 月 日

第 年 月 日 号

殿

山梨県議会議長

印

第三者意見照会書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第27条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれているに関する情報の内容	
意見書の提出先	山梨県議会事務局 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話 055(223)1812
意見書の提出期限	年 月 日

年 月 日

山梨県議会議長 殿

(ふりがな)

氏 名 _____

住所又は居所

〒 _____

電話番号 () _____

第三者開示決定等意見書

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関する御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	